

## 障がい者制度改革推進会議総合福祉部会意見書

提出委員名： 光増昌久

## 障がい者総合福祉法（仮称）制定までの間において当面必要な対策について

グループホーム・ケアホーム（以下グループホーム等と表記）は、入所施設・精神科病院からの地域生活移行の重要な福祉資源としてあるほか、在宅・家族からの地域生活移行の拠点ともなりうる福祉資源である。

ただし、一般住宅でスタートしたグループホーム制度も、支援費制度、障害者自立支援法で、住居の規模、支援体制、報酬構造など大きくかわってきました。

グループホーム等は、一人暮らしや結婚生活をめざす入居者には経過的な住居での共同生活の場であり、終の棲家とするか否かについても、利用者が決定し、そのための支援が組み立てられていく暮らしの場です。当面必要な対策についてグループホーム等に関して意見を述べます。

1. グループホーム・ケアホームの名称をグループホームに統一しよう。
  - ・障害程度区分の非該当、区分1がグループホーム、区分2以上がケアホームに分かれています。実態はグループホーム・ケアホーム一体型事業者が多い。区分で事業形態をわけする必要はない。
2. グループホーム等で生活できる所得保障を！
  - ・障害基礎年金2級（約6万6千円）だけの収入で生活している人が多く。また生活は苦しい。
  - ・グループホーム等から通所施設に通っても工賃収入は少ない人が多い。
3. グループホーム等の家賃補助の早期実現を！
  - ・家賃補助を自治体で実施している所もあるが、家賃が高くグループホーム等での生活ができない人も多い。入所施設利用者は補給給付（食費、光熱水費に関して）の制度があり、障害基礎年金2級では、2万5千円、障害基礎年金1級では、2万8千円、60歳以上は3万円が手元に残るようになっている。4月から利用者負担が低所得者で0円になったので障害基礎年金1級の利用者は手元に3万5千円が残る。グループホーム等の利用者にも補給給付的な考え方（家賃の補助）で手元に残る金額を確保することで、多くのグループ等の入居者の生活が向上し、地域生活が可能になる人が多くなる。
  - ・所得保障が実現できるまでは、家賃補助は必要です。
4. グループホームは住まいである。報酬は月額にすべきである。
  - ・入居者は1ヶ月の家賃を払い生活しています。世話人、支援員等職員は、一人二人がいなくても他の入居者の支援をしています。住まいの場に日額制度はなじみません。月額に戻すべきです。
5. グループホームに入居する前と入居してからも相談支援事業所の職員と相談できるようにしてください。
  - ・入居者が必要な支援は、入居者とサービス管理責任者だけでなく、地域の相談支援事業所の相談員と入居前、入居後も相談支援を受けられるようにし、入居者が孤立しないようにしてください。
6. グループホーム等の報酬のさらなる見直しを
  - ・昨年4月に報酬改定がありましたが、特に夜間支援体制に関する報酬は十分ではありません。入居者の介護・支援の状況により、夜勤、宿直、夜間の巡回による支援、防災機器による支援など様々な形態で夜間支援を実施している。障害程度区分によるのではなく、夜間支援の形態による加算制度に見直してほしい。特に小規模のグループホーム等で宿直体制をとると経営ができない報酬になっている。実態に合った報酬に改正していただきたい。
  - ・グループホーム等の支援の職員は、経験のある職員も必要です。現在の報酬では不十分です。早急な見

直しが必要です。

#### 7. グループホーム等でのホームヘルプサービスの利用制限の見直しを

- ・現在ケアホームで障害程度区分4以上の入居者が居宅介護の利用が可能になっています。昨年10月から身体障害者のグループホーム等の利用が可能になりました。障害程度区分にかかわらず、必要な人に居宅介護を利用できるようにしてほしい。また居宅介護の国庫基準の見直しをしてほしい。特に障害の重い人がケアホームで個別の居宅介護を受ける場合、市町村の格差が大きい。必要な支給量を認めてほしい。

#### 8. グループホーム等の体験入居を使いやすく

- ・昨年4月からグループホーム等の体験入居の制度ができました。入所施設・精神科病院から、在宅の人、特別支援学校の生徒の体験利用も可能になり、話や映像での説明では得られない実際の体験が可能になり、利用も増えています。ただし空き室を確保しなければならない事、市町村によっては、申請がその都度、生徒の利用に支給制限を設けている事など課題もあります。より使いやすくするために市町村の理解を得たいところです。

#### 9. グループホーム等の生活の評価は入居者の声や想いを反映させましょう

- ・グループホーム等で生活する人が、グループホーム等の評価をする試みが大切だと思います。当学会の入居者委員会のみさんの活動と実績が当学会のホームページに掲載されています。参考にしてください。 <http://gh-gakkai.com/library/dvd2007.pdf>

#### 10. グループホーム等は一般住宅で

- ・消防法でグループホーム等は「社会福祉施設」として位置づけられましたが、グループホーム等は、「社会福祉施設」でなく、「住宅」として位置づけるように改正すべきです。「住宅」と位置づけた上で、グループホームの安全性の確保のためには必要な設備への助成をおこなってください。
- ・建築基準法では自治体によってグループホーム等の取り扱いが異なります。一般住宅では認められず、「寄宿舎や共同住宅」への用途変更を求められる自治体もあります。そのために戸建て住宅を使用したグループホームの設置ができなくなっています。戸建て住宅を使ってグループホームを設置できるように省庁間の調整をおこなってください。
- ・国庫整備補助でのグループホーム等の創設、修繕に関して補助金がでています。補助の箇所数を大幅に増やしてください。

#### 11. 障害程度区分は撤廃し、入居者の必要な支援ができるような新しい制度にする行程を示してください。

#### 12. 地域生活移行の拠点はグループホーム等です。

- ・入所施設・精神科病院から地域生活移行する場合、多くの人はグループホーム等を選択肢としています。
- ・個室の部屋で暮らす環境が提供されます。安心・安全・快適に暮らせるかが重要なポイントです。また所得の少ない人が障害基礎年金だけで暮らせるかも重要な事です。これらの課題を解決して、多くの人がグループホーム等で生活できる社会を皆さんと協同で創りましょう。グループホーム等は終の棲家ではありませんが、終の棲家とするか否かについても、利用者が決定し、そのためにも支援が組み立てられていく地域の暮らしの場です。

なおこの意見書で表現した記載事項は、「グループホーム（ケアホーム）全国基礎調査 2009 報告書」～グループホームの実態を検証する～」を参考にしています。当学会ホームページで公開しています。

<http://gh-gakkai.com/pages/thema-base.html>

資料として「もう施設には帰らない—総合福祉法（仮称）の検討にあたっての意見書」2009. 12. 8. も参考にしてください。